

平成30年度 大東市教育委員会

9月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成30年9月18日（火） 午後7時00分～午後8時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・ 教育長 亀岡 治義
- ・ 教育委員 花田 真理子
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 水野 達朗
- ・ 教育委員 太田 忠雄

4. 出席説明員（18名）

- ・ 学校教育部長兼教育政策室長 森田 修司
- ・ 学校教育部指導監 岡本 功
- ・ 生涯学習部長 南田 隆司
- ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 中村 敬治
- ・ 生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 田川 愛実
- ・ 福祉・子ども部次長兼子ども室長兼課長 鳥山 和郎
- ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 伊藤 晴人
- ・ 学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・ 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 田口 誠
- ・ 学校教育部教育政策室課長 宮田 典子
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 渡邊 良
- ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・ 生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・ 生涯学習部生涯学習課参事 吉田 浩樹
- ・ 福祉・子ども部子ども室課長補佐兼上席主査 井上 晋哉
- ・ 学校教育部教育策室上席主査 小田 恭裕

5. 傍聴者 5名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委報告第2号
大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にか
かる専決処分について
- 日 程 第 3 教委議案第26号
平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書について
- 日 程 第 4 教委議案第27号
平成30年度文化の日の表彰について
- 日 程 第 5 一般業務報告
- 日 程 第 6 その他
教員の自発的な取り組みについて

7. 議案書

教委報告第2号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成30年9月11日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成30年9月18日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第249号）および子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第42号）が平成30年8月31日付けで公布され、同年9月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

平成30年9月12日

教委規則第6号

大東市立幼稚園条例施行規則（昭和46年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「以下」を「以下この表において」に改め、同表Bの項中「養育里親等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。以下同じ。）」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下この表において「令」という。）第4条第1項第4号に規定する養育里親等（以下この表において「養育里親等」という。）」に改め、同表備考第6項を同表備考第8項とし、同表備考第5項第1号中「以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同項第2号中「第2項各号」を「第4項各号」に、「第2階層」を「B階層」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第4項第1号中「以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項を同表備考第5項とし、同表備考第2項を同表備考第4項とし、同表に第3項として次の1項を加える。

3 所得割課税額を算定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 支給認定保護者または当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者である場合 これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

(2) 支給認定保護者または当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者または同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻

と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者である場合 同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。別表備考第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「支給認定保護者および当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての地方税法」に改め、「（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）」を削り、同項を同表備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 所得割課税額非課税世帯とは、支給認定保護者および当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項および次項において同じ。）を課されない者（同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成30年9月分以後の保育料について適用し、同年8月分までの保育料については、なお従前の例による。

大東市立幼稚園条例施行規則新旧対照表

新				旧			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)			
階層 区分	幼児の属する世帯	保育料の月額(1人につき)		階層 区分	幼児の属する世帯	保育料の月額(1人につき)	
		4歳児	5歳児			4歳児	5歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下この表において「被保護者」という。)が支給認定保護者である世帯	0円	0円	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下この表において「被保護者」という。)が支給認定保護者である世帯	0円	0円
B	所得割課税額非課税世帯または子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この表において「令」という。)第4条第1項第4号に規定する養育里親等(以下この表において「養育里親等」という。)が支給認定保護者である世帯(被保護者が支給認定保護者である世帯を除く。)	2,300円	2,300円	B	所得割課税額非課税世帯または養育里親等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。以下同じ。)が支給認定保護者である世帯(被保護者が支給認定保護者である世帯を除く。)	2,300円	2,300円
C	所得割課税額課税世帯(被保護者または養育里親等が支給認定保護者である世帯を除く。)	8,400円	7,300円	C	所得割課税額課税世帯(被保護者または養育里親等が支給認定保護者である世帯を除く。)	8,400円	7,300円

備考

1 所得割課税額非課税世帯とは、支給認定保護者および当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項および次項において同じ。）を課されない者（同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

2 所得割課税額とは、支給認定保護者および当該支給認定保

備考

1 所得割課税額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）

護者と同一の世帯に属する者についての地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項2号に掲げる所得割の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

3 所得割課税額を算定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 支給認定保護者または当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者である場合 これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

(2) 支給認定保護者または当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者または同項第12号中「妻と死

の規定による市町村民税の同法第292条第1項2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者である場合 同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

- (1) 3年生までの児童または対象入所施設に入所もしくは通所している満3歳以上の幼児のうち、年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうち1人とする。次号において同じ。） この表に定める額

2 (略)

3 (略)

4 (略)

- (1) 3年生までの児童または対象入所施設に入所もしくは通所している満3歳以上の幼児のうち、年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうち1人とする。以下同じ。） この表に定める額

(2) ~ (3) (略)

7 (略)

(1) 特定被監護者等のうち、年長者（該当する特定被監護者等
が2人以上の場合は、そのうち1人とする。次号において同
じ。） この表に定める額

(2) 特定被監護者等で前号に該当する特定被監護者等以外の
特定被監護者等のうち、年長者 この表に定める額に2分の
1を乗じて得た額（第4項各号のいずれかに該当する者が属
する世帯またはB階層に該当する世帯にあつては0円）

(3) (略)

8 (略)

(2) ~ (3) (略)

5 (略)

(1) 特定被監護者等のうち、年長者（該当する特定被監護者等
が2人以上の場合は、そのうち1人とする。以下同じ。）
この表に定める額

(2) 特定被監護者等で前号に該当する特定被監護者等以外の
特定被監護者等のうち、年長者 この表に定める額に2分の
1を乗じて得た額（第2項各号のいずれかに該当する者が属
する世帯または第2階層に該当する世帯にあつては0円）

(3) (略)

6 (略)

教委議案第26号

平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書について

平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
を作成したので、委員会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2
6条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関す
る報告書を議会に提出し、市民に対して公開するため。

教委議案第27号

平成30年度文化の日の表彰について

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第8条に基づき、平成30年度文化の日の表彰をうけるべき者の候補を次のとおり提出し、選考を求める。

平成30年9月18日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第3条および第4条に該当する表彰を受けるべき者の選考を行うため。

平成30年度 文化の日表彰候補者名簿【9名】

	氏名	(かな)	推薦団体	活動年数 (年・ヶ月)	備考
1	田淵 正	たぶち ただし	大東市青少年指導員会	12.7	青少年健全育成
2	小野寺 英昭	おのでら ひであき	大東市青少年指導員会	11.7	青少年健全育成
3	淀江 誠二	よどえ せいじ	大東市青少年指導員会	13.7	青少年健全育成
4	井上 真治	いのうえ しんじ	大東市こども会育成連絡協議会	11.7	青少年健全育成
5	岡田 房夫	おかだ ふさお	大東市スカウト協議会	15.7	青少年健全育成
6	地主 好一	ぢぬし こういち	大東市体育協会	39.0	スポーツ振興
7	石田 好子	いしだ よしこ	大東市体育協会	11.1	スポーツ振興
8	山中 豊子	やまなか とよこ	大東市スポーツ推進委員会	12.7	スポーツ振興
9	井上 楓菜	いのうえ ふうな	—	—	第65回中学生人権作文コンテスト最優秀賞 受賞

8. 一般業務報告

1. 平成30年度 第7回大東市教育研究フォーラム アンケート集計結果について
2. 台風21号による主な学校施設の被害状況について
3. 生涯学習センター等指定管理者の指定について
4. 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
5. 大東市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、9月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

森田部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、水野委員によりお願いいたします。

亀岡教育長

次に、日程第2 教委報告第2号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」の報告をお願いします。なお本日は、所管部署でございます福祉子ども部の子ども室より報告のために出席いただいております。よろしくお願いいたします。

鳥山次長

福祉・子ども部子ども室の鳥山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、日程第2 教委報告第2号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」ご報告させていただきます。

本規則の改正は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の改正が平成30年9月1日付けで施行され、利用者負担額に係る算定方法等が変更されましたことにより、早急に保護者への周知を行うために本規則の一部を改正する必要が生じたので、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により行いました専決処分について、ご報告を申し上げそのご承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、主に2点ございます。

1点目、未婚のひとり親につきましては、地方税法の寡婦控除が適用されたものとみなして、保育料の算定の基礎となる市町村民税所得割の算定を行うものでございます。

2点目は、指定都市につきましては税源移譲により市町村民税の税率が6パーセントから8パーセントに変更されたことによる不均衡を是正するために、指定都市在住者について指定都市以外の市町村の在住者とみなして、保育料の算定の基礎となる市町村民税所得割額を算定するものでござい

す。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第26号「平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第3 教委議案第26号「平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、平成29年度に係る主要な施策や事務事業の取組状況等につきまして、学識経験者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を実施し、その結果について報告書として作成したものでございます。

さらに、本報告書は、市民への説明責任を果たすと同時に、信頼される教育行政を推進することを目的といたしまして、議会に提出するとともに、ホームページ等におきまして公表を行う必要がございます。

このため、本定例会におきまして内容等をご審議いただき、報告書の作成および公開等につきまして、ご議決を求めるというものでございます。

内容が非常に多岐に渡るため少し説明が長くなりますが、よろしく願いいたします。

それでは報告書を1枚めくっていただきまして、左の目次をご覧ください。

本報告書では、平成29年度実施の主要事業につきまして、学校教育部より17項目、生涯学習部より5項目、合計22項目につきまして、点検・評価を実施いたしております。

また、学識経験者といたしまして、大阪産業大学の西口利文教授及び元小学校長の清水検次氏の2名に依頼し、外部評価をいただきました。

まず、学校教育部に係る評価項目におきましては、右1ページ目の「2. 点検・評価の対象」に掲げておりますように、昨年度に引き続き、予算計上に基づく実施計画事業別に点検及び評価の対象といたしました。これは、学校教育部における事業としまして、予算を伴う取組が多岐に渡っており、これらの事業は全て平成29年度決算に係る主要な施策の成果説明書において記載・説明すべき事業と同一のものであるとともに、「大東市教育大綱」に掲げる3つの重点大綱を実現するための具体的な取組内容でもございます。

これら個別事業ごとに、点検・評価項目として掲げることにより、各事業に係る費用対効果や取組目標を明確にするだけでなく、個別に点検・評価に付することで、各事業ごとのPDCAの状況について検証するものとしたほか、本報告書が議会および市民に公表するものであることから、平成29年度決算に係る資料との整合性を図り、より分かりやすいものとする狙いとするものでございます。なお、生涯学習部に係る各項目につきましては、昨年度と同様の評価項目を対象としております。

続きまして、2ページから7ページまでは、「第1 大東市教育委員会の活動の概要」として、教育委員会及び事務局各部の活動概要や各種取組状況のほか、教育委員会会議の開催状況として、議案審議や会議開催日程等の状況について、記載をいたしておりますのでご確認ください。

続きまして、「第2 主要な施策の点検・評価」でございます。

9ページ、10ページをお開きください。これより学校教育部に係る事務事業の点検評価シートとなります。

それでは、評価項目1は、「学力強化プロジェクト事業」でございます。

本プロジェクト事業は平成29年度において3年目の取組となります。

平成29年度取組目標は、前年と同様に、全国学力・学習状況調査の標準化得点において、前年度数値を上回ることを目標に、チーム員の全校訪問指導や学力向上定期講座の開催、授業力向上会議等の取組等、いずれの取組も強化チーム3年間の集大成として、加速度かつ充実した内容となるよう様々な取組を展開したところでございます。

これらの取組を通じまして、教員自身の高質な授業づくり等への意識の変化がみられるようになったことは成果としてあげられるものの、それが学校文化として一人ひとりに浸透できたかという点におきましては、次への課題として残ったものと考えております。

したがいまして、取組担当課の評価としては、目標で掲げる全国学力・学習状況調査の標準化得点におきまして、中学校では過去最高となった前年度とほぼ同数値であり、小学校では過去最高となったことを踏まえまして、ほぼ目標どおりの評価が得られたものとして、Aと評価いたしました。

外部評価といたしましては、児童・生徒の学力強化に向けて、学校力の強化や熱意ある授業づくりが展開され、その結果として児童・生徒の学力向上が明確に示されたことは大いに評価をいただいているところですが、担当課の自己評価にもありましたように、本事業で培った授業力向上の手法を教員に対して管理職及び学力向上担当者が連携・指導しつつ、一人ひとりの教員にまで授業の質を高めていく必要があることをあげられており、担当課評価と同様に、Aとして評価をいただいております。

なお、前年度の定例会におけるご意見を踏まえまして、平成28年度よりの継続事業に関しましては、その評価比較として、平成28年度評価を併せて掲載をいたしております。

今後の取組といたしましては、3年間の本プロジェクトを検証し、新たに授業力向上学校支援チームの効果的な活用や、大東教員スキルアップ講座を開校するなど取組の重点化を行うことで、これまでの課題に正対した取組の充実のほか、新学習指導要領を踏まえた取組についても推進してまいりたいと考えております。

次に、11・12ページ、評価項目2「学力向上推進事業」でございます。

本事業におきましては、学力向上ゼミ、大東まなび舎、共通到達度確認テスト、ステップアップ学習に取り組んでおり、児童・生徒の学習機会の拡充や学習習慣の定着、自学自習力を身に付けさせることなど、それぞれの狙いに沿った取組ができたものと考えており、とりわけ、学力向上ゼミは、会場を新たに新設できたこともありまして、平成22年度ゼミ開始以降、受講者が最も多い450名となっており、本ゼミへの児童・生徒の関心や学習意欲の高まり、また本ゼミが保護者のニーズに合致し確実に周知されてきた結果であるといえるものと考えまして、本年度は目標どおりに推進できたものと評価をいたしました。

外部評価にあっても本年度の目標に対しては同様に評価をいただいておりますが、ゼミについて学年により受講率が減少していることや大東まなび舎においても実施回数等が減ったことなど、今後に向けた原因究明を

する必要が有るとのご指摘をいただいております。

次に、13・14ページ、評価項目3「教育研究推進事業」であります。

新学習指導要領を見据えた学び合う授業の改善研究や各種教職員研修により、教員の授業力や資質の向上と児童・生徒が主体的に学び、他者との関わりの中で確かな学力を育むことなどを目標に据え、様々な授業改善に繋がる取組を精力的に行ったところでございます。

新学習指導要領全面実施における、主体的対話的で深い学びの実現にはいまだ課題があるものの、学習状況調査における「学び合い」や「教員の資質向上」に関する項目における数値目標に関しては達成できたこと、各種研修においても計画的・効果的に実施できたことから、ほぼ目標どおりの成果が得られたと評価をいたしました。

また、外部評価については、学び合う授業づくりに教員一人ひとりが惚れ込むことが大切であり、特に「深い学び」に留意した授業づくりを目指して欲しい旨のご意見をいただいております。

次に、15・16ページ、評価項目4の「学校支援事業」につきまして、学校の教育課題とニーズに応じて授業支援や部活動等支援員等の地域人材活用を図ることで、学校教育理解や児童・生徒の多様な活動機会を拡充すること、また、警察OBによる学校支援等を通じて、関係機関との連携強化や児童・生徒の健全育成を図り、問題行動の減少を目指すことを目標に掲げ、様々な取組を行ったものでございます。

取組の成果といたしましては、問題行動の減少をはじめ、学校理解が推進されるなどこれら目標については達成できたものと評価をいたしました。

また、外部評価におきましても、外部支援人材活用を推進することで、児童・生徒の多様な活動機会の充実及び健全育成につなげられたものとの評価をいただいております。

続きまして、17・18ページ、評価項目5の「言語活動推進事業」でございます。ここでは、弁論大会の実施と学校司書の配置による学校図書館の環境整備、機能充実等を推進することを目標に事業展開をいたしました。

弁論大会につきましては、小学校では6年生、中学校では全員の参加を目指して取り組んだところ、参加率は80%でありました。また、学校図書館につきましては、学校司書による連絡会の実施等により、各校の取組や情報交換の機会拡充など、ネットワークが広がることで司書配置校以外

の学校にも図書館機能の向上に係る成果を波及できたことなど、目標達成が100%とは言えないものの、ほぼ目標については達成できたものと考えております。

外部評価につきましては、例えば弁論大会実施に向けて、各学校内において校内弁論大会を実施するなど、新学習指導要領における言語能力の確実な育成をさらに推進することに繋がる取組等についてもご意見をいただいたところです。

続きまして19・20ページ、評価項目6の「家庭教育支援事業」であります。

本年度につきましては、小学校1年生の年2回の全家庭訪問および全小学校でのいくカフェの開催、相談訪問チーム員100人への拡充、事業の認知度の向上と福祉部局との連携強化を目標に掲げ、取組を推進してまいりました。

結果、相談訪問チーム員の増員や事業認知度の向上、福祉部局との連携強化などについて設定目標どおり達成が図れました。また、全家庭訪問やいくカフェの開催など積極的な推進が図れた一方で、数値目標である保護者との関わりについて、約90%の達成に留まった点におきまして、ほぼ目標どおりとの評価をいたしました。

外部評価としたしましては、本事業が全国的にも注目されている画期的な事業であるとの評価をいただいております、様々なつながりの中から家庭や保護者ニーズを分析し情報共有することで、チーム員の資質向上を含め、より効果的な支援に確実に結び付いていくこと等のご意見をいただいております。

次の21ページから28ページでは、「不登校対策事業」、「教育相談事業」、「進路選択支援事業」、「特別支援教育充実事業」といった各種取組、相談等に関する事業につきましては、児童・生徒をはじめ保護者や市民にとってのセーフティネット的に問題解決や相談支援等を行う取組であり、いずれの取組も概ね目標どおりの成果があったものと自己評価をいたしまして、Aといたしております。

しかしながら、外部評価によりご指摘がありますように、広報周知活動等についてさらに工夫改善の余地がないかについて検証しつつ取り組むとともに、とりわけ不登校対策における早期対応、早期解決を図るため、専門家を含めたチーム支援体制の構築や予防的介入として徹底した組織的・系

統的な対応のほか、自己肯定感や存在感を十分に感じる授業実践など課題はまだまだ多いものと考え、今後とも精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、29・30ページ、評価項目11の「英語教育推進事業」についてでございます。本事業につきましては、小学校英語教育の研究・推進と中学校における生徒の英語学習への意欲を高めることを狙いとして、平成29年度より新たな取組として実施したものです。

平成29年度目標としましては、小学校については英語教育6か年プログラム「DREAM」を小学校4校をモデル校として、学校計画に基づき実施し、児童の意欲を高めることを目標に、また、中学校においては3年生を対象に英検3級取得率20%以上を目標に、「Daito English Trial」として英検の受験補助を行う取組を行ったものです。

「DREAM」につきましては、各校の計画に沿って実施され、かつ児童が大変意欲的に学習に取り組むことができ、アンケート結果においても86.8%の児童が肯定的に回答したほか、外国語活動の授業づくりにも波及効果がみられることなど、小学校英語教育の研究・推進が図れたこと、また、中学校においても、英検受験に対する動機づけとなり英語学習意欲の向上を図れたほか、英検取得率についても21.8%を達成するなど、目標どおりの成果が得られたものとして、AA評価といたしました。

外部評価につきましても、本市の英語教育の充実に向けた大きな一歩であるとの評価をいただき、事業についても成果を得られたものと評価をいただいております。

次に、33・34ページ、評価項目13「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」についてでございます。

プロジェクト3か年計画において、北条中学校区をモデル校区として新たに小中一貫教育の構築に取り組んだものですが、初年度につきましては、校区におけるめざす子ども像の作成をはじめ、大きく5項目について目標に掲げ取り組むこととしてスタートをいたしました。

今回、初年度の取組としまして、めざす子ども像の作成をはじめ、9年間を系統立てたカリキュラム作成、アクセスプランを軸とした児童・生徒、教職員等の交流・連携等や、これら取組の周知・報告等についてもしっかりと実施できたものと考え、AA評価といたしました。

外部評価としましては、教職員同士の交流や連携等の点においてはやや

不十分な状況もあったことから、これらの取組が今後の一貫教育推進の中心となることから、さらに強化をしていく必要があるものとされておられます。

次に、41・42ページ、評価項目17「学校給食事業」につきましては、平成29年度の残菜率につきましては、献立等の工夫改善、安全安心の給食実施のための徹底した衛生管理、給食指導の推進、公平な給食費の徴収を目標に掲げ給食事業を推進したところでございます。

とりわけ、給食費の滞納については、訪問徴収と法的措置を強化する必要が今後とも必要であるものと認識しており、また、外部評価でコメントをいただきましたとおり、給食が好きといったアンケートの割合をさらに向上させていくことに繋がる取組や、滞納の減少に向けた対策方法についても課題であるものと考えております。

続きまして、生涯学習部での取組についてでございます。

まず、43・44ページ、評価項目1「生涯学習の推進」につきましては、ほぼ全生涯学習関連施設におきまして、利用者数が減少したものの、目標に掲げる全ての項目について、継続的・安定的に充実した内容で生涯学習の機会を提供できたものと評価をいたしております。

今後とも、利用者数が減少している現状を踏まえ、周知方法の工夫や市民ニーズの把握などに努め、事業に活かす方策等についても積極的に検討していく必要があるものと考えております。

次に、45・46ページ、評価項目2「文化・芸術活動の振興」についてでございます。

市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実や気軽に文化活動に参画できる環境づくりとしまして、市民文化自主事業の実施や、文化祭の開催、またギャラリー事業の多様化を図ることのほか、各文化団体への新規加入の促進により、団体活動の活性化を図ることなどを目標に様々な取組を行ったものでございます。

全体的な評価としては、各種取組内容は充実したものになっているものと考えますが、市民文化自主事業の演目設定の検討や文化団体への加入促進の面では一部課題が残ったものと考えております。

外部評価のコメントといたしましては、各種事業について、質と人気のバランスを考慮しつつ、より多くの本市市民が直接的な恩恵を享受することに繋がっているかの視点を踏まえつつ事業を検討することや、市民の文

化芸術に対する願いや考えに耳を傾け察知できるような取組を期待する旨のコメントをいただいております。

次に、47・48ページ、評価項目3「青少年の健全育成」についてでございます。

青少年に関わる関係機関や団体との連携を図りつつ、青少年健全育成活動の推進を図ることなどを目標に、こども会の加入促進や支援、見守り隊の活動支援や児童クラブ施設環境の整備等に取り組んでおり、こども会関連の参加人数の減少が課題として残るものの、概ね平成29年度に掲げた目標については達成できたものと考えているところでございます。

外部評価といたしましては、こども会の減少傾向はやむを得ない面があるなか、住道北小学校区で単位こども会を新たに立ち上げたこと、また、子どもたちのICTメディアの利用に関して、SNSに係る犯罪実態を、大阪府警より各種団体や学校関係者が聞くことができる機会の提供を行ったことについて評価をいただいたほか、今後とも保護者や地域による問題予防的な見守りを引き続き強化・推進していくようコメントをいただいております。

次に、49・50ページ、評価項目4「地域文化資源の活用」でございます。

平成33年度の国史跡指定に向けた飯盛城跡の調査研究の成果を多くの市民に周知できたほか、野崎観音の本尊の本格的な調査、平野屋新田会所市民サポーター会議の自主的活動の活性化など、各事業において目標どおりの成果が得られたものとして、AAの評価をいたしました。

外部評価としては、市民の文化財保護に対する理解や関心を高めつつ、本市への郷土愛につなげていくよう一層の取組を展開していく必要に言及されていることから、ほぼ目標どおりの成果が得られたとするA評価をいただいております。

最後に、51・52ページ、評価項目5「スポーツの振興」でございます。

平成29年度につきましては、市民マラソン大会及び地域ファミリースポーツ大会において一部期待どおりの成果が得られない取組があったものの、全体的には概ね所定の目標は達成できたものと考えております。

外部評価といたしましては、スポーツカーニバルにおいて大幅に参加者数を増やした要因として、本市地域保健課と連携し、健康測定を実施した

ことが挙げられており、今後もこうした工夫をうまく取り入れながら市民が気軽に参加できるイベントに取り組んでもらいたいとのコメントをいただいております。

53ページから55ページにかけましては、「第3 点検・評価に関する学識経験者からの意見」を掲載しております。

また、最終56ページにおきましては、事務事業の評価の「まとめ」といたしまして評価結果を一覧にし、掲載をしておりますのでご覧ください。

自己評価の割合は、S～Cの5段階評価中、AA評価が7項目で全体の32%、A評価が15項目で68%、外部評価としましては、AA評価が5項目で全体の23%、A評価が17項目で77%となっております。

以上、「平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の主な内容についての説明でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

花田委員

ご説明ありがとうございました。お聞きしたことが2点ございます。

1点目は、担当課評価や外部評価に全くBやCが無く、AやAAしかないということは大変喜ばしいことである一方、事業評価という意味を捉えた場合には、BやCであれば事業の方向性を決めるための指針になると思いますので、BやCの評価がない事業評価について何かお考えがあれば教えて下さい。

2点目は、前年度にAAだった評価が今年度にAとなった事業と前年度と今年度の両方でAAだった評価の違いを教えてください。

藤原課長

1点目のBやCの評価が今年度評価報告書において、無いことについてでございますが、特に学校教育部につきましては、それぞれ一定の予算内において、ほとんどの事業が前年度や前々年度から継続的に執り行っているものであり、毎年度このように年度目標を設定いたしまして、各年度ごとにその目標に基づいて、その事業がどれだけの効果・成果が表れたかを評価させていただくためのものがございます。したがって、各年度ごとに掲げた目標に照らし合わせて、各担当課が担当課評価において、当該年度において概ね、あるいは目標どおりに達成できたものと評価をしたものがございます。当然この場合においても、成果が上がらなかった課題を、次年度につなげていくためのPDCAサイクルにおいて検証し、それ

ぞれの担当課において、それぞれの課題を改めて見出したうえで、それを踏まえた次年度取組目標につなげていくための作業意義は大きいものと考えております。

したがって、今回の担当課評価、あるいは外部評価という視点においては、BやCの評価に該当しなかったものと評価した、というものでございます。また、次年度以降につきましては、結果的に成果が不十分となることもあろうかと思われまます。

2点目のAAからAとなった事業についてですが、25・26ページの「進路選択支援事業」でございましたら、評価理由に記載しておりますが、相談等の潜在的なニーズは数多くあるものと推測されることから、相談件数の目標を70件としているものの、28年度と比較するとほぼ横ばいであることから目標を達成したとは言い難いものとして、評価をAとしたものでございます。また、27・28ページの「特別支援教育充実事業」につきましても、目標欄に掲げているアンケート結果の数値目標を達成出来なかったことから、28年度とは異なり、評価をAとしたものでございます。前年度と今年度の両方でAAだった事業につきましては、11・12ページ「学力向上推進事業」でございましたら、28年度と同じ目標を掲げており、4項目の事業に取り組んでおります。昨年度同様に今年度においても、掲げていた目標を達成できていることから評価をAAとしたものでございます。

花田委員

ありがとうございました。1つは、評価基準Bの定義は「目標の成果がやや不十分（80%以下）」ということで、文章だけを見ますと高くない評価のように感じますが、80%に到達しても評価はBとなります。私の大学では評価は80%到達ではAとなります。つまり、この事業評価はPDCAサイクルのために実施しているものだと思いますので、形骸化することを懸念しております。今一度、評価基準を一度見直していただき、Bだからダメということではなく、むしろ今年度あるいは来年度に向けてつながっていく方が実効性がある評価かと思えます。先程AAからAAについてお伺いした理由はこのためであり、評価が横ばいのためなのか、あるいは昨年度と同様にできたからなのか若干分かりづらかったからです。実効性がある評価方法を次回に向けてご検討いただければと思います。

藤原課長

ご指摘いただいた内容につきましては来年度に活かしていければと思います。毎年度、定例会において事業評価をご審議いただくに当たりまして、

評価方法のあり方等についてはご意見をいただいているところでございます。これを受けまして、ご覧いただいておりますとおり、今年度も年々分かり易くすることを目標に何点か改善しているところでございますが、ご指摘のとおり、毎年度事業評価を実施しているため、形骸化が懸念されます。これにつきまして、今年度は昨年度ご指摘いただきました昨年度との経年比較を導入し、昨年度と見比べることにより、新たな視点が生まれればと考えているところでございます。また、5段階の評価基準につきまして、昨年度まではS・A・B・C・Dでしたが、今年度はS・A A・A・B・Cへ変更いたしました。理由といたしましては、目標の成果が80%から100%の場合において、昨年度までのBとなるとあまり高くない評価という印象を受けるため、思い切った評価を実施し難いということがあるかと考えますので、今年度からのAと置き換えることによって、目標に到達できなかったとしても思い切った取り組み評価を実施しやすくするために評価ランクを繰り上げました。今後とも主観的な判断に陥らないということを含めまして、何点か改善をしてみたいと考えているところでございます。ご指摘いただきましたとおり、評価の在り方、そして各事務担当者の目標の掲げ方等を十分に精査して改善に努めてまいりたいと考えております。

花田委員

年々見やすくなっていると感じております。工夫していただきありがとうございます。

水野委員

お疲れ様です。毎年、評価の部分は評価基準や経年比較を行うか等のご意見があり、今年度はその部分を踏まえて改善していただけたので大変見やすくなっているのかなと感じております。そのうえで質問させていただきたいのですが、19・20ページの評価項目6「家庭教育支援事業」について、取組状況欄の下側に「家庭教育支援子育て講演会の開催」がございます。この家庭教育支援事業全体ですと、全戸訪問1,000件近く訪問し、「いくカフェ」でも多くの方が来られたにも関わらず、この講演会の参加者数は70名となっており、少し伸び悩んでいるのではないかなと印象を受けますが、次年度に向けてどのような工夫をされていくのか教えてください。

田口課長

家庭教育支援子育て講演会につきましては、昨年度200名程度を目標としておりましたが、70名となり厳しい参加状況となりました。このような状況を踏まえまして、今年度からは開催時期を2月から12月に変更

いたしました。理由といたしましては、2学期に開催する家庭訪問やいく
カフェでこの講演会をPRし、連動したかたちでの開催を予定しておりま
す。また、チラシにつきましても昨年度より3,000部程度増刷し、就
学期の児童・生徒のご家庭に限らず、就学前のご家庭も踏まえてのPRを
行い、より多くの方にご参加いただけますよう努めてまいります。

水野委員

ありがとうございます。数値目標を達成することが評価基準につながり
ますので、ぜひ意識していただければと思います。

続きまして、21・22ページの評価項目7「不登校対策事業」につい
て3点質問がございます。

1つ目は、取組状況欄に「①最重点校、②重点校、③課題校」とございま
すが、どのような方法で選定されておられますか。

2つ目は、「【大東市適応指導教室「ボイス」の開室】」とございますが、
開室している時間帯は何時から何時まででしょうか。

3つ目は、平成29年度の中学校の長欠・不登校者数が166人とござ
いますが、23・24ページの評価項目8「教育相談事業」の取組状況欄
では、平成29年度の長期欠席に関する相談件数は14件となっています。
単純に考えると、この差の150名以上はどこにも相談できていないとい
うこととなりますが、事実としてはどのような状況でしょうか。

宮田課長

1点目の最重点校・重点校・課題校の選定方法についてでございますが、
前年度の各学校の長欠・不登校者数を鑑み、選定しております。ちなみに
平成29年度では、最重点校は中学校3校、重点校は中学校5校、課題校
は小学校3校でございます。

2点目の大東市適応指導教室「ボイス」の開室の時間帯についてですが、
火曜日・水曜日・木曜日・金曜日の週4日開室しており、火曜日と木曜日
につきましては13:00～17:00までで学習タイムを入れており、
水曜日・金曜日につきましては、11:00～15:00までで昼食をは
さみ、1時間の学習タイムがございます。

3点目のお訪ねですが、「教育相談事業」につきまして、これまでは校内
暴力・非行等の相談件数が一定ございましたが、これにつきましてはある
程度落ち着いてきている反面、長欠・不登校の相談件数が増加傾向にござ
います。ご指摘がございましたように、たくさんのお子どもたちがこのよ
うな状況に置かれているということで、教育相談には相談されておられず、
日常的に学校へ相談されるケースがほとんどであると把握しております。

各校におきましては、担任が抱え込むことの無いよう組織的対応に努めておりました。特に今年度につきましては個票の作成にも力を入れております。これにつきましては、個々の担任だけが対応することなく、どの時期にどの担当が対応することがその子にとって良い状況になるかを考え、組織的な対応に努めているところでございます。

水野委員

ありがとうございます。相談事業は評価基準をはっきりさせることが難しいかと思しますので、取組状況欄の記載スペースは限られますが、14件がそのまま14人なのか、それとも同じ人が14回相談しているのか等分かりづらかったので質問させていただきました。また、世の中の流れとして教育機会確保法等が制定され、復学のみが解決策ではないという時代となってくるなかで、はたして復学を数値目標として挙げるべきかどうかということが今後の課題になると思しますので、次年度以降にそのあたりを踏まえていただければと思います。

続きまして、生涯学習部の方ですが、43・44ページの評価項目1「生涯学習の推進」の今後の取組欄で「SNSを活用するなど」とございますが、具体的にはどのようなSNSを活用して、どういう効果を狙っているのか教えて下さい。

田川総括次長

現状のSNSの活用状況でございますが、サーティホール、公民館及び野外活動センターにつきましては、フェイスブック、ツイッター及びインスタグラムを活用しております。また、生涯学習センターアクロスにつきましては、フェイスブック及びツイッターを活用しております。さらに、歴史とスポーツふれあいセンターでは、フェイスブックのみ活用しております。また、ツイッターとインスタグラムのアカウントは作成しておりますが、現在のところは情報発信を行えていない状況でございます。これらのSNSを活用するメリットといたしましては、普段はなかなか公共施設へお越しただけでない若い世代にも情報を発信し、イベントの周知ができることだと考えますので、今後もSNSが不十分である施設につきましても新たに取り組み、どんどん若い世代にも情報を発信し、ご来館いただき、講座やイベントに新たな方にご参加いただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

水野委員

どうしても、評価項目として仮にBであれば、SNSを活用して次年度以降に向けて研究していこうかということにつながり、まさにこの事業評価シートの価値が出てくるのですが、これがAとなってしまうと、次年度

に研究してそこまでやっていくのかというところまでは見えにくいところがあるので、引き続きこちらの方もよろしく願いいたします。

田中委員

評価基準についてですが、AAとAばかりが並んでいると、個人的には昨年度よりも見づらくなりました。S・A・B・C・Dだと、字の比較ですぐに分かるのですが、Aの数を数えるとなると見づらいなという感想を持ちました。次年度ご検討いただければと思います。

続きまして、9・10ページの評価項目1「学力強化プロジェクト事業」についてですが、目標欄に「全国学力・学習状況調査標準化得点において、前年度数値を上回る。」とありますが、前年度の数値を指標とすることに疑問を感じました。例えば、大阪府の平均点を指標にすれば分かりやすいと思いますが、前年度であれば1年前のことですから分かりにくいですし、前年度が良い成績であればそれを上回れば良いことですが、前年度が悪い成績であればそれを上回るのは当然になると思いますから、そういった意味で前年度の数値を指標とすることが適しているか疑問です。

続いて、11・12ページの評価項目2「学力向上推進事業」についてですが、外部評価コメント欄で「土曜日開催で8校全体で11回減となっております」とあるにも関わらず、評価がAAとなっていることに疑問を持っています。例えば、回数が減っても子どもたちへのアンケートですごく良かった等の回答があり、質が向上しているということであれば当然AAになると思いますが、数値的に下がっているにも関わらずこの評価のままですと疑問が残ります。

続いて、41・42ページの評価項目17「学校給食事業」についてですが、課題欄に「中学校の給食アンケートでは、「給食が好き」という割合が平成28年度より-14ポイント低下した。」とございますが、この-14ポイントというはお間違えないでしょうか。これは大きな数値だと思いますので、評価理由欄にこの内容は入れていただきたいと思います。子どもが美味しく感じる好きな給食であり、栄養の取れる給食というのはバランス難しいですが、これは課題になってくると思います。給食費だけが問題となるわけではないのかなと感じました。

渡邊課長

9・10ページの評価項目1「学力強化プロジェクト事業」の前年度の数値を指標としていることについてですが、先程おっしゃっていただきました大阪府の平均点もございますが、検証といたしましては、全国の平均点というのも1つあるかとは思われますが、児童・生徒は変われど、市と

してこれだけ事業を展開しておりますので、前年度の数値を上回り、毎年度において過去最高と言い続けていきたいというところから、前年度の数値を指標としております。

続きまして、11・12ページの評価項目2「学力向上推進事業」の外部評価コメントについてですが、今後の取り組みといたしまして、土曜日に大東まなび舎を中学校8校で展開しており、それよりも先に市教育委員会といたしまして、学力向上ゼミを実施しており、中学1・2年生のクラブ活動との重複で年々受講率が減っているのが正直なところでございます。一方で取組状況欄に記載しておりますが、大東まなび舎としては前年比で10回増えており、しかしながら土曜日では11回減っているということで、今後の課題として捉えているところでございます。そういったなかで、学力向上ゼミの全体的な人数の増加や会場の確保、大東まなび舎における各学校の工夫が大きく見られておりますので、評価をAAといたしました。

中村総括次長

41・42ページの評価項目17「学校給食事業」の課題欄にございます「中学校の給食アンケートでは、「給食が好き」という割合が平成28年度より-14ポイント低下した。」ということにつきまして、-14ポイントというのは間違いございません。これにつきましては、1年生の3学期当初に1度のみ実施したものであり、複数回集計した平均的な数値ではございませんので、この年度に関しましては14ポイント下がってしまったというのが大きな理由となっているのではないかと考えております。このことにつきましては、外部評価コメントでもご指摘を賜っておりますので、来年度以降改善してまいりたいと考えております。

田中委員

11・12ページの評価項目2「学力向上推進事業」の学力向上ゼミや大東まなび舎についてですが、当然中学生はクラブ活動がございますので、そういった時間を考慮したうえで開催していただくと、さらに参加してもらえenと思いますので、クラブ活動があることで参加できない等にならないよう時間設定やスケジュールを組んでいただけますようよろしくお願いいたします。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第27号「平成30年度文化の日の表彰について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

それでは、日程第4 教委議案第27号「平成30年度文化の日の表彰について」の提案理由をご説明いたします。

文化の日の表彰につきましては、再来月の11月3日に文化の日表彰式典をキラリエホールにて開催する予定でございますが、教育委員会表彰者につきましては、「大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程」第8条「表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。」の規定に基づき、表彰を受けるべき者の選考を行うため、本委員会に議案を上程させていただくものでございます。

このたびの教育委員会表彰候補者は、同規程第3条に規定する大東市立学校の児童・生徒のうち、同条第1号の、有益な調査研究等をした者、また、同規程第4条に規定する本市に在住または勤務するものおよび市内で活動する団体等の者であり、なおかつ同条第1号の教育の発展に特に功績のあった方々でございます。

それでは、配布しております「平成30年度 文化の日表彰候補者の名簿」及び功績調書をご覧ください。今年の文化の日表彰候補者は、9名でございます。

順番に氏名、推薦団体及び推薦理由等につきまして簡潔にご紹介をさせていただきます。なお、ご審議をいただくため、委員の皆様にご覧させていただきます功績調書につきましては、個人情報保護の関係上、この教育委員会定例会終了後に回収とさせていただきますので、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

1人目は田淵 正様でございます。

大東市青少年指導員会からご推薦の田淵 正様は、平成18年4月から現在まで、12年7ヶ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍されておられます。

「あいさつ運動」「ふれ愛まつり」などの様々な活動の運営に携わっておられ、また夏祭りや盆踊りでの巡視活動・安全啓発運動など、地域行事にも積極的に参加されているため、学校と地域をつなぐパイプ役としての信頼も厚いことから、その功績が評価され推薦されておられます。

続きまして、2人目は小野寺 英昭様でございます。

大東市青少年指導員会からご推薦の小野寺 英昭様は、平成19年4月から現在まで、11年7ヶ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍されておられます。

現在、青少年指導員会の副会長を務められ、地域教育協議会の「ふこのフレンズ」で地域事業部長も務められていることから、青少年の育成に関し、学校・家庭・地域の連携を推進・実行されており、学校や地域からの信頼も厚いことから、その功績が評価され、推薦されておられます。

続きまして、3人目は淀江 誠二様でございます。

大東市青少年指導員会からご推薦の淀江 誠二様は、平成17年4月から現在まで、13年7ヶ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍されています。

住道ブロックでは地域教育協議会（すみねっと）の各事業をはじめ、学校との情報交換会等を定期的に開催し、地域と学校の連携を重視されており、役員会・委員会を積極的に行っておられるため、学校や地域からの信頼も厚いことから、その功績が評価され推薦されておられます。

続きまして、4人目は井上 真治様でございます。

大東市こども会育成連絡協議会からご推薦の井上 真治様は、平成19年4月からは協議会理事、平成23年4月からは体育部長、平成26年4月からは副会長としまして、11年7ヶ月にわたり協議会発展のためご尽力されておられます。

協議会の活動のみならず、地元のブロックこども会や単位こども会の育成・振興に多大なる貢献をされてこられました。また、体育部長に就任されてからは、ソフトボール大会や駅伝、スーパードッジボール大会など、多忙な体育部事業を運営され、市内こども会のスポーツ活動の推進にも大きく貢献された実績等により、推薦されておられます。

続きまして、5人目は岡田 房夫様でございます。

大東市スカウト協議会からご推薦の岡田 房夫様は、平成15年4月から現在まで15年7ヶ月にわたり、協議会の理事として協議会発展のためにご尽力をされておられます。

ご家族揃って協議会の活動にご協力・ご奉仕され、時間を惜しまず活躍されている功績により、推薦されておられます。

続きまして、6人目は地主 好一様でございます。

大東市体育協会からご推薦の地主 好一様は、昭和54年4月から協会

理事、平成元年4月から現在まで協会常任理事として39年にわたり協会発展のためにご尽力されました。また、平成20年4月から剣道連盟副会長を兼任され、現在は深野中学校剣道外部講師としてご活躍されています。

建設的な提言や各連盟間の調整を行い、体育協会の運営並びに発展に尽力され、指導や助言を通じて、それぞれの連盟発展に寄与されています。剣道連盟の役員を歴任され、剣道教室の設立・運営に尽力され、少年剣道の普及発展に大きく貢献されており、その功績により、推薦されています。

続きまして、7人目は石田 好子様でございます。

大東市体育協会からご推薦の石田 好子様は、平成16年4月から4年間、相撲連盟の常任理事として、平成21年4月からは会計としてご活躍され、また平成22年4月からは体育協会の理事、平成24年4月から現在まで常任理事として、協会発展のためご尽力されるなど、連盟および協会の運営や発展に大きく寄与されています。また、相撲連盟役員として子どもたちの指導に携わり、多くの青少年の健全育成に尽力され、今後もお一層の活躍が期待されており、その功績により、推薦されています。

なお、活動年数の11年1か月に係る基準につきましては、社会教育団体傘下であります、相撲連盟の役員歴につきまして、その期間に2分の1を乗じて得た期間を、社会教育団体の役員に在籍した期間とみなすことができるのと要綱に定めておりますので、体育協会理事に就かれる以前の相撲連盟役員をされた5年に2分の1を乗じた2年6カ月を、体育協会役員歴8年7カ月に加算した、合計11年1カ月を活動期間としています。

続きまして、8人目は山中 豊子様でございます。

大東市スポーツ推進委員会からご推薦の山中 豊子様は、平成18年4月から現在まで、12年7ヶ月の長きにわたり、スポーツ推進委員として活躍されておられます。

本市におけるスポーツ振興のため、市民に対しスポーツの実技指導を行ったり、ニュースポーツ等を地域に普及させる等、尽力されています。また、教育委員会主催のイベントや研修会にも積極的に参加・協力され、ご所属の深野ブロックでは、ブロック長からの信頼も厚く、スポーツ推進委員全体の中でも中心的な存在となられており、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされてきた功績により、推薦されています。

最後に、9人目は井上 楓菜様でございます。

井上 楓菜様は、大阪府内166の中学校から25,063編の作品が寄せられました第65回中学生人権作文コンテストにおいて、作品名「一人だけの個性」で最優秀賞である大阪府人権擁護委員連合会長賞を受賞し、全国大会である第37回全国中学生人権作文コンテストに推薦作品として出品され、奨励賞を受賞されました。これら大阪府規模以上の大会で最も優秀な賞を受賞されたことから、表彰に値する者として、上程をさせていただきます。

平成30年度文化の日教育委員会表彰候補者9名のご紹介は以上でございます。今年のいずれの表彰候補者も活動年数等の条件を満たしており、本市教育の振興・発展に多大な貢献をもたらされておられる皆さま方で、今年の表彰に値する功績のある方々でございます。よろしくご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①平成30年度 第7回大東市教育研究フォーラム アンケート集計結果について

⇒8月1日(水)に実施した第7回大東市教育研究フォーラムにおけるアンケート集計結果について、各プログラムにおいて、参加者から「とてもよかった」・「よかった」との好印象の回答が多くを占めており、好評であった。しかし、ほとんどの教員が正対した感想や前向きな改善策を挙げるなか、教員としての資質を疑わざるを得ない残念な回答が一部見受けられた。

意見・質問

・今回のフォーラムは成功したと考えているか。

⇒中学校区の報告については、良い内容であったと感じており、アンケー

ト集計結果でも「とてもよかった」・「よかった」の回答が9割以上を占めていた。しかし、パネルディスカッションについては、構成をより良くして欲しい旨の回答があったため、次年度以降に向けて検討予定。

②台風21号による主な学校施設の被害状況について

⇒9月4日に発生した台風21号による主な学校施設の被害状況及び応急対応について報告。

意見・質問

・体育祭の練習等施設利用について影響は出ているか

⇒一部小・中学校については、使用制限や使用禁止としている。

③生涯学習センター等指定管理者の指定について

⇒生涯学習センター及び文化情報センターの平成31年4月1日から5年間の次期指定管理者について、審査委員会の審査を踏まえ、候補を株式会社アステムとし、現在、議会に上程中であることを報告。

④大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

⇒厚生労働省所管「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を追加する改正を現在、議会に上程中であることを報告。

⑤大東市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

⇒放課後児童クラブにおける土曜日の利用開始時刻を午前9時から午前8時30分に変更し、長期休業期間中の平日の開始時刻と同時刻とする改正を現在、議会に上程中であることを報告。

.....

亀岡教育長

次に、日程第6 「教員の自発的な取り組みについて」につきまして、「平成29年度第2回大東市総合教育会議」において、今後議論を深めるべき5つのテーマを市長からいただきました。このうち、6月の定例会で「教職員の働き方改革について」の議論を深めてまいりました。本日は、

渡邊課長

「教員の自発的な取り組みについて」の議論を深めてまいりたいと思います。それではこの内容について、事務局から説明をお願いいたします。

本テーマにつきましては、先ほど教育長からもお話がございましたが、大東市総合教育会議におきまして、市長より「教員が積極的に、自発的に研究や取り組みを行っていけるよう、その可能性をいかに広げられるか」についてご議論いただければという内容でございました。

本日は、教育研究所として今年度より展開しております「大東教員スキルアップ講座」についてご説明させていただきます。

昨年度までの3年間は、各校の学力向上担当者悉皆の講座として、「学力向上定期講座」を年間8回実施してまいりました。学力向上担当者は確実に力をつけ、各校の好事例を得、また学力向上担当者同士の横のつながりも生み出すことができました。

一方で、学力向上担当者が孤軍奮闘している学校、あるいは、支援チームアドバイザーの授業者個々への指導・助言の内容が、校内他教員に波及していない学校もございました。

その意味では、一つひとつの内容を学力向上担当者のみでなく、様々な経験年数の多くの教員が、主体的・選択的に集い・学び、自身の研鑽・スキルアップを図るとともに、学力向上担当者と一緒に、自校他教員へ普及する形が今後必要ではないかと考えました。

この「大東教員スキルアップ講座」は、支援チームでの指導内容や、定期講座での交流内容等、3年間のプロジェクトチームの取組を整理・重点化し、年間30回、多岐にわたるテーマ設定にしております。お手元の青い冊子が年間30回のシラバスとなっております。年度初めに、市内幼・小・中学校園の全教員へ配布しております。

府教育センターや教育委員会事務局が主催している研修では、ほとんどで対象者を限定するいわゆる「しぼり：〇〇担当者」、あるいは「学校から〇名」があるのが現状でございます。

しかしながら、この「スキルアップ講座」では、そのほとんどで「しぼり」はございません。内容は、全ての教員にとって、必要な内容であると考えております。個々の教員のもの、また他校教員と交流し、共有したものを学校全体のものにする、といった「責任感」や「義務感」も持ち合わせて参加し、ひいては学校、そして市全体の教員の授業力・子どもの学力等が高まることを願っております。なにより、「教員の学びの可能性をいかに

広げる」かの試行として位置づけ、今年度研究所より展開するところがございます。

研究所としましても、毎回、「スキルアップ講座通信」なるものを発行し、教員専用の校務用PC内にあります掲示板にも毎回アップしております。お手元の通信は、直近のNo. 12でございます。校内での波及の一助となればと研究所から発行しております。

これまでの参加状況でございますが、現在までで12回開催で、延べ123名が参加しております。なかには学力向上担当者悉皆回もございますので、これらを除くと、9回開催で、延べ63名が参加しております。実際に私も参加しておりますが、教員の自発的な参加ですので、市教育委員会で人数調整はできませんが、交流がメインですので、私感としましては、毎回10名以下程度であれば、中身のある交流ができるのではないかと感じているところでございます。

本講座が、次年度以降の研修のあり方、また従来を受け身の研修から脱却した、ある意味「チャレンジの取組み」ではございますが、あと一つ突き抜けるための、学校・教員の主体的・自発的な取組であると考えております。次年度に向けましては、内容を充実させていかなければならないと考えており、参加教員や、学力向上担当者の声を反映していくなど、様々な形や内容を模索し、盛り上げていきたいと考えております。

亀岡教育長

それではこのテーマについて、今年度事務局が取り組んでおります「スキルアップ講座」も1つの大きなきっかけ作りとなっており、当然これ以外のことでも構いません。質問を含めまして、教育委員の皆様お1人ずつからご意見をいただき、議論を進めてまいりたいと考えております。

太田委員

講座内容は事務局で考え、自主的に参加するという意味で自主的な活動としているのでしょうか。本来の自主的な活動という意味では疑問を感じ、今後どのように広げていくのかなと感じました。

もう1点ありまして、例えば小学校や中学校で教育研究会というものがございますが、私の感覚からすると、あれが教員の自主的な研修体系としての最たるものと考えますが、事務局はどのようにお考えですか。

渡邊課長

小学校の教育研究会には、私も現場にいた頃には参加しておりましたが、あれは任意団体でございますので、市教育委員会として何か仕掛けられないかということからでございます。

1つ目のご意見でございました、市教育委員会でテーマを設けて自発的

ということについてですが、次年度につきましては先程ご説明いたしました、実際に教員からアンケートによりテーマを募集していきたいと考えております。

太田委員

自主的・自発的ということであれば、教員が個々において、長期の休みを利用し、宿泊研修の参加や推進校の視察等の方が良いかと思っております。

渡邊課長

おっしゃっていただいているとおりでございます。先週も本日もですが、小・中学校から秋口に行ける研修がないかという打診を受けており、研究所といたしまして、色々な場所をご紹介しているところでございまして、まさに自主的・自発的に取り組んでいる学校もございます。

太田委員

次回からそちらの方をクローズアップしていただければと思います。

水野委員

保護者の立場で申し上げますと、自分の子どものクラスの担任が経験の浅い先生だと不安に感じることもありますが、何とかなることが多いです。しかしやる気や自発性の無い先生の場合はなかなか仕方がないとは思えないので、自発性を持って自主的に学び、伸びていくような先生が増えて欲しいと切なる思いとしてお伝えしたいと思っております。そのうえで、「大東教員スキルアップ講座」に関しては、個人的には内容も素晴らしく、金曜日が中心に設定されているのも、講座の後に自主的にお酒を飲みながらの交流もしやすいような工夫も見えます。とても素晴らしいのですが、今回のターゲットはこれにすら参加しない先生方だとも思いますが、それについてはどのような方法をお考えですか。

渡邊課長

この講座は4月から展開しております。一方で、研究所といたしましては、学校訪問を定期的に行い、授業を見たり、校長先生とお話するなかで、これらの先生に見合った講座の紹介や直接声掛けを行いながら、何かを学ぼうという姿勢になっていくよう取り組んでおります。

水野委員

いわゆる外発的な動機づけと内発的な動機づけがあり、目指すべきは内発的な動機づけであって、先生方が自ら集まってこのようなことに取り組むのが理想ですが、いきなりそのレベルに辿り着くのは難しいので、外発的な動機づけの一環として、この「大東教員スキルアップ講座」を利用されればと思いますので、引き続き主体的に取り組むことができる先生方の育成について、ぜひ頑張ってくださいと思います。

花田委員

ありがとうございました。お聞きして感じていたことは、普通ですと小学校単位や中学校単位ですが、その枠を超えて交流できているところが、小中一貫を視野に入れていない点からもポイントかと思っております。また、参加

することで得るものがあると分かってくると参加人数が増えてくるかと思
います。内発的な動機づけがない先生方をどうするかという話なので、き
っかけとしては参加することのメリットを感じてくださるということが、
一番参加人数の増加につながると思います。テーマを拝見すると、とても
工夫が感じられますので、これからも先生方がどんどん参加されるような
講座になればいいなと思います。

田中委員

この講座に参加するにはどのように申し込むのでしょうか。個人的には
たくさん興味があるものがございまして、参加してみたいと思うのですが、
大東市の教員に限られますか。

渡邊課長

学校からの事前申し込みとしておりますが、実際には当日になって行っ
てみたいと申し出た教員も受け入れており、どなたでも参加可能です。

田中委員

テーマ・内容ともに興味を引かれとても面白いですが、金曜日の夕方で
週末となると、怠け心が出て腰が重い先生方もいるかもしれません。花田
委員がおっしゃられた何かメリットや特典があれば、さらに興味を持って
いただけたらと思います。やはり、自身の技術向上のためですので、さまざ
まな多くの先生方が参加されれば何よりかと思ひます。

亀岡教育長

そもそもこの講座の発端は、3年前に始めました学力向上強化プロジェ
クト事業であり、この事業の新たな取り組みとしてこの講座が出てきまし
た。支援員を含め、チーム員が積極的に学校へ訪問し、先生方への指導
・助言、あるいは管理職への助言をしながら進めてまいりました。やはり、
これらを積極的に行うことで、先生方が受け身に入ってしまう。そう
すると、なかなか効果が出づらくなったことから、先生方が自ら主体的に
考えていくことによって、効果が出やすくなると思ひました。現在も元チ
ーム員の方が携わっていただいておりますけども、そこが大きな変革であ
り、今回のテーマとなっている「教員の自発的な」という部分につながっ
ているところでございまして。現在のところ12回が終了し、過去3年間
では各校の学力向上担当者が20校の情報を共有し、自校へ持ち帰り、他の
教員へ反映していくというシステムも非常に良かったと思ひます。悉皆で
参加しているこの先生方は引き続きそういった活動をしていただいている
と思ひますが、他の先生方も自発的に講座を受け、自分のものにして、現
場で教育活動に活かしていければと思ひます。このあたり、自分のものにな
っているかどうか、従来から言われている「研修を受けて終わり」とは
せず、どう活かせるかは自己啓発を含めて一歩踏み出すことが大事ですが、

なかなか難しい部分かと思います。今後事務局として、この講座を受講された先生方がどのようなかたちでそれを教育活動へ活かしていくのか、そういった検証も行えればと思います。1点お伺いしたいのが、この講座を受講された各学校の先生方の印象や意見等ございましたら教えてください。

渡邊課長

講座の開催にあたり趣旨は伝えておりましたが、序盤の回では受け身となりがちでしたが、回を重ねることで複数回受講している教員は、今回はこのような交流をしたいという意識を持っており、主体的に取り組んでおられます。

亀岡教育長

本日は、「教員の自発的な取り組みについて」といたしまして、事務局からその一環である「大東教員スキルアップ講座」の取り組みの説明を受け、ご議論いただきましたが、これだけに限らず、多角的な視点で教育委員のご意見も頂戴しながら、審議を続けていきたいと思っております。

それでは以上をもちまして、9月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成30年10月19日

亀岡教育長

水野委員